

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|--|
| 補助金等の名称 | グライダー曳航索購入補助金 |
| 補助事業等の標目 | 飛行時の安全の確保に寄与する曳航索の購入に要する費用を補助することにより、日本におけるグライダーの発展のために大きな役割を果たしてきた霧ヶ峰において、グライダーの一層の普及及び振興を図る。 |
| 補助事業等の対象者 | 諏訪市グライダー協会 |
| 補助対象経費 | グライダー曳航索の購入費 |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | 予算の範囲内において、103,000円を上限とする。 |
| | 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 |
| 補助事業等の評価 | 諏訪市グライダー協会から提出される実績報告書をもとに、担当部署にて補助事業の効果を評価する。 |
| 補助事業等の開始時期 | 昭和42年4月1日 |
| 補助事業等の終了時期 | 【終了時期が3年を超える場合の理由】 |
| | グライダーの一層の普及及び振興を図るためには、飛行に係る安全確保を継続的に行う必要があるため |
| 情報の公表の方法等 | 補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。 |
| その他 | |
| 提出書類 | |
| | 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。 |
| 担当部署 | 諏訪市 教育委員会 スポーツ課 スポーツ振興係 |

平成30年 1月31日 一部改正 (平成30年 4月 1日 施行)

令和 2年 3月16日 一部改正 (令和 2年 4月 1日 施行)

令和 3年11月9日 一部改正 (令和 3年11月9日 施行)